

## EDINET で提出する監査報告書及び財務諸表等に関する監査上の留意点

平成 26 年 4 月 15 日  
日本公認会計士協会

有価証券報告書等の提出会社(以下「会社」という。)は、平成 13 年に稼働した EDINET (金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)により、有価証券報告書等の開示書類を提出している。EDINET で提出する有価証券報告書等は、金融庁が指定した技術仕様に基づく電子データにより作成されるため、有価証券報告書等に含まれる財務諸表等も当然ながら電子データになる。さらに、紙媒体による書類として作成された監査報告書については、会社が監査報告書に記載された事項を電子データ化して EDINET で提出している。

電子データによる書類(以下「ファイル」という。)は有効なアクセス・コントロールが設定されなければ、記載事項の確定後に改変されるリスクがある。さらに、会社が EDINET でファイルを提出する場合には、提出用のファイルを一旦、会社のパソコンに保存してから、当該ファイルを EDINET の提出者用ウェブサイトで登録するため、登録時において最終のファイルの選択を誤るリスクもある。

もとより、監査終了後の財務諸表等及びそれに対する監査報告書を含む適正な有価証券報告書等を作成し、提出する責任は会社にある。しかしながら、監査人としては、監査の対象とした財務諸表等又は監査報告書が、監査の終了後に改変されることによって被るリスクを防止する手段を講ずる必要がある。

電子データに対しては電子署名の技術を用いることにより上述のリスクを低減することも可能であるが、現段階では監査報告書に関しては電子署名の技術は採用されていない。

したがって、監査人は、EDINET で提出する最終の有価証券報告書等と同一のものを紙媒体によって入手し、これにつづり込まれた監査報告書に署名・押印後、会社及び監査人双方が保管するなどして、監査人が監査の対象とした財務諸表等及び提出した監査報告書を確定する手続を実施することが必要である。

監査人は、EDINET で提出する監査報告書(監査報告書に記載された事項を会社が電子データ化したもの)の欄外に(注)として監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものである旨及び監査報告書の原本は財務諸表等に添付される形で別途会社に保管されていることを記載するよう会社に依頼することが適当である。

EDINET で提出する監査報告書については、監査報告書の原本との同一性が確保されていることを確かめるために、監査人は、監査報告書の原本の記載事項と監査報告書に記載された事項を電子データ化して EDINET で提出されたものが同一であることを確かめることが適当である。当該手続は、監査の終了後に行われるため監査手続には含まれない。

また、EDINET で提出する有価証券報告書等についても、監査の対象とした財務諸表等との同一性が確保されていることを確かめるために、監査人は、監査の対象とした財務諸表等の記載事項と EDINET で提出されたものが重要な点で同一であることを確かめることが望まれる。当該手続も監査の終了後に行われるため監査手続には含まれない。

なお、当該監査上の留意点については、中間監査報告書及び中間財務諸表等並びに四半期レビュー報告書及び四半期財務諸表等についても同様の取扱いとする。

以 上